

# 入札・契約に係る関係要領等の一部改正等のお知らせ

平成28年5月  
山 口 県

平成28年6月1日より施行される「建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）」に伴い、以下のとおり入札・契約に係る関係要領等の一部改正等を行いましたので、お知らせします。

## 改正政令の概要

### ① 概 要

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては 4,500万円 から 6,000万円 に、建築一式工事以外の建設工事にあつては 3,000万円 から 4,000万円 に、それぞれ引き上げる。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の下限についても同様に引き上げる。

工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては 5,000万円 から 7,000万円 に、建築一式工事以外の建設工事にあつては 2,500万円 から 3,500万円 に、それぞれ引き上げる。

### ② 施行日

平成28年6月1日（水）

## 1 条件付一般競争入札（事前・事後審査方式）事務処理要領

- 入札参加資格確認書類のうち、「配置技術者の資格・工事経験調書」（第3号様式）を改めました。

## 2 現場代理人取扱要領

- 兼務要件の請負代金の額について、以下のとおり改めました。
  - ・ 建築一式工事 5,000万円未満 → 7,000万円未満
  - ・ 建築一式工事以外 2,500万円未満 → 3,500万円未満

## 3 監理技術者等（監理技術者及び主任技術者）の途中交代の取扱いについて

- 例外的に交代を認める場合の共通条件、個別条件の対象となる請負代金の額をそれぞれ改めました。
- また、改正政令の施行に伴い、監理技術者から主任技術者への途中交代及び配置技術者の専任から非専任への変更に  
関する取扱いを別途定めました。  
（詳細は、山口県技術管理課のホームページに掲載しています。）

## 4 適正な下請契約及び施工体制の確保について

- 改正政令の施行に伴い、山口県技術管理課のホームページに掲載している以下の様式の請負代金の額等をそれぞれ改めました。
  - 別紙2（元請業者提出書類一覧表）
  - 別紙3（現場代理人・主任技術者・監理技術者選任届）
  - 別紙5（施工体制台帳）
  - 別紙7（施工体制台帳作成要領）
  - 別紙10（工事作業所災害防止協議会兼施工体制図）

## 5 工事現場等における施工体制の点検要領

- 技術者等の専任に関する点検の請負代金の額を改めました。

## 6 工事請負契約に係る設計・変更ガイドライン【土木工事版】

- 契約変更の留意事項で示している請負代金の額を改めました。

※詳細は、山口県技術管理課のホームページに掲載している要領等でご確認いただけます。

（ <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/> ）